

災害に対する減免

災害により住宅、家財その他の財産で生計維持に欠かせない重要な財産（以下この表において「重要財産」という。）について損害を受けた場合、申請により、その損害の割合に応じて保険料が減免されます。

[受付期間 災害が発生した日の翌日から起算して6ヶ月以内]

[減免期間 申請日の属する年度の4月から3月まで]

重要財産の損害額	対象者	減免後の保険料額
10分の5以上	第1段階（生活保護受給者を除く） 並びに第2～5段階の保険料額の者	該当年度保険料の 2分の1相当額
	第6～18段階の保険料額の者	該当年度保険料の 10分の7相当額
10分の2以上 10分の5未満	第1段階（生活保護受給者を除く） 並びに第2～4段階の保険料額の者	該当年度保険料の 2分の1相当額
	第5～18段階の保険料額の者	該当年度保険料の 4分の3相当額

○ 申請に必要なもの

- ・ 減免申請書
- ・ り災証明書の写し、又は税の災害減免申請書の写し

問い合わせ先
東大阪市 福祉部 介護保険料課
電話(06)4309-3188 (直通)